

別表 3 事前協議申出書チェックリスト *提出先、提出図書については、別紙提出図書一覧を確認すること。

チェック	様式等	提出図書等	備 考
	第 1 号	事前協議申出書 (表・裏)	正・副を明確にすること。
	第 1 号付随	建築計画書	店舗等又は共同住宅等を複数棟建築する場合は添付すること。
	第 1 号付随	開発区域の 名称一覧表	地番の若い順に記入すること。又、土地所有者(住所・氏名は土地登記全部 事項証明書記載の内容と同じ)の押印があること
	共通様式	委任状	正本副本それぞれ申請者実印を朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印(変 更協議の場合は、当初協議と同様)
	第 4 号	都市施設の 整備計画書	開発区域内及びその周辺の既設利用又は新設、改良若しくは廃止する都市施 設の管理者等を含め、(案)として作成すること。
		土地登記全部 事項証明書	開発区域に含まれる全筆の全部事項証明書。 提出日前、3 ヶ月以内のものでインターネットからは不可とする。
		地積図(公図)	水路は青、里道は赤、開発区域は黄で着色すること。 複数枚の図画が存在する場合は、必要に応じて 1 枚に合成すること。
		地積測量図	法務局に備え付けられている場合は添付すること。
		工場設備等調書	予定建築物の用途が工場、危険物貯蔵庫等の場合は、設置施設及び危険物の 名称、規模等を報告すること。
		放流協議 経過報告書	排水の一次放流先が水路等の場合は、関係権利者(光明池土地改良区、地元 水利組合等)と協議した日時、担当者名、内容等を報告すること。
		明示指令書(写)	開発区域が幅員 4 m 未満の道路若しくは水路里道等の官有地に接している場 合又は開発区域が水路里道等の官有地を含む場合。
		緊急時連絡体制表	開発事業施工中の、緊急時の連絡先を明記すること。 施工者が未定の場合、当該項目のみ後日の報告とすることもできる。
	事前協議 申出書様式	車両運行計画書、 誓約書	車両運行計画書は裏表記載のこと。
		付近見取図	開発区域を赤で着色し、方位を表記すること。 2500 分の 1 以上の大きさとする。
		現況図	方位、現況開発区域の形状と境界、土地の地番と形状及び開発区域とその周 辺の既設の都市施設の位置、形状、寸法等を表記すること。特に接続道路の 名称、幅員及び断面図(1 道路につき 1 箇所以上)を明記すること。
		開発区域求積図	
		土地利用計画図	方位、開発区域の形状と境界、当該建築物の敷地形状と面積及び当該建築物 の形状と用途並びに開発区域内及びその周辺の既設利用、新設又は改良する 都市施設の位置、形状、寸法等を表記すること。なお、駐車場の位置、形状、 寸法等並びに廃止又は移設する既設の都市施設も明記すること。
		公共施設求積図	開発道路、位置指定道路、道路後退敷、帰属公園等の市帰属又は寄附となる 用地がある場合。
		造成計画図	盛土は赤、切土は黄で着色すること。 造成計画が無い場合はその旨、土地利用計画図に記載すること。

チェック	様式等	提出図書等	備 考
		給水計画図	給水施設（給水管、給水引込管、水道メーター、止水栓、受水槽、ドレン管等）及び消防水利施設（防火水槽、消火栓及びその給水系統）の位置、形状、寸法（口径）、材質等を表記すること。
		水理計算書	3 階以上の建物で、受水槽又は、ブースターを設置する場合
		排水計画図	排水施設（人孔、汚水管、雨水管、汚水樹と雨水樹とその取付管、浄化槽、側溝と側溝集水樹とその取付管等）の位置、形状、寸法（口径）、材質、流水方向等を表記し、分流区域では汚水は橙色、雨水は水色、合流区域では合流管を緑色で着色し、新設管については実線、既設管については破線で表示すること。なお、住宅と兼用住宅は宅内最終樹から放流先まで、共同住宅等と店舗等は敷地内排水計画を含み放流先までの排水系統を分流にて表記し、汚水は橙色、雨水は水色で着色すること。
		排水施設構造図	排水施設（人孔、汚水管、雨水管、水路等）
		排水管取付 （流末）構造図	放流先（人孔、汚水管、雨水管、水路等）を含む、排水管終端の平面図、立面図、断面図、正面図等の構造詳細図。（排水施設構造図に併せて表記しても良い）
	事前協議 申出書様式	汚水・雨水量 算定計算書	汚水管渠若しくは雨水管渠を敷設する場合、公共下水道共用区域で排水人口が 3 0 0 人以上ある場合は汚水量算定計算書を、開発区域の面積が 6 0 0 m ² 以上ある場合は雨水量算定計算書を各々提出すること。
		道路横断面図・ 縦断面図	断面図には、給排水施設（給水管、汚水管、雨水管、汚水樹と雨水樹とその取付管、側溝と側溝集水樹とその取付管）の位置、形状、深さ、寸法（口径）、材質等を表記すること。
		排水管断面図・ 縦断面図	道路横断面図・縦断面図に準じる。（道路横断面図・縦断面図に併せて表記しても良い）
		道路後退詳細図	道路後退部分及び道路境界構造物の位置、形状、寸法、材質等を表記すること
		緑化計画図	樹種、本数、緑化面積、緑比率を明記すること。
		帰属公園詳細図	帰属公園の境界構造物、散水施設、排水施設、遊具施設等の位置、形状、寸法、材質等を表記すること。
		ごみ集積場詳細図	ごみ集積場設置要領の寸法等は、有効幅及び有効面積とすること。
		消防水利施設等 詳細図	消防水利施設（防火水槽とその吸管投入孔又は採水口、消火栓、安全施設等）、消防活動空地、表示板等の位置、形状、寸法、材質等を表記すること。
		建築物平面図・ 立面図・断面図等	平面図は各階ごとに、部屋の用途、店舗等の種類と面積を表記すること。建築面積及び延べ床面積を確認できる図を作成すること。立面図は 2 面以上作成すること。断面図は、各階の高さ、軒の高さ、最高高さ等を表記すること。
		建築物日影図	建築基準法第 5 6 条の 2、大阪府建築基準法施行条例第 6 9 条及び開発指導要綱 2 5 条に基づき、時刻日影及び等時間日影図を作成すること。
		放送電波障害机上予想図	
	第 2 号	標識設置写真	協定締結までに提出すること。
	第 3 号	説明会等 経過報告書	協定締結までに提出すること。

